

第6号議案

リプレース対象廃止計画のリプレース該当可否判断について

(案)

発電事業者から提出された以下の供給計画において、別紙のとおり、設備容量10万キロワット以上の発電設備等の廃止計画が提出されたため、業務規程第90条第2項の規定に基づきリプレース対象事業者に対して確認を行った結果、同条第3項の規程に基づき、リプレースに該当しないと判断する。

1. 案件1

(1) リプレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者：北陸電力株式会社

供給計画届出日：平成30年3月30日

廃止する発電設備

①富山新港1号機（廃止計画：出力減少）

：50万キロワットから25万キロワットへ出力減少

最大受電電力：24万3千キロワット

出力減少時期：平成31年度

②富山新港石炭1号機（廃止計画：廃止時期延期）

：25万キロワット

最大受電電力：24万キロワット

廃止時期：平成30年度から平成36年度へ廃止時期変更

(2) 判断結果

①富山新港1号機

当案件はリプレースルールを規定した「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針（平成27年11月6日資源エネルギー庁電力・ガス事業部）」（以下「費用負担ガイドライン」という。）の公表日より前に供給計画に届出られた廃止計画に関わる案件であり、リプレース判断（業務規程第90条）の適用外とする。

②富山新港石炭1号機

当案件は業務規程第90条第1項第2号に該当しないため、リプレースに該当しないと判断する。

(3) 判断の根拠

①富山新港1号機

- ・平成30年度供給計画において、富山新港1号機（以下「原油1号機」という。）の廃止計画（出力減少計画）と、富山新港石炭1号機（以下「石炭1号機」という。）の廃止計画（廃止時期延期）が届出られた。
- ・当初、石炭1号機の平成30年度廃止は、富山新港LNG1号機（以下「LNG1号機」という。）を新設する計画と一体として進められていたもので、費用負担ガイドラインの公表日より前の平成23年3月に、北陸電力の

供給計画に廃止と新設がそろって届出がされていたものであり、リプレース判断（業務規程第90条）の適用外であった。

- ・今回、石炭1号機の廃止を延長するとともに、原油1号機の出力減少計画の主旨を事業者ヒアリング調査したところ、発電燃料の調達環境の不透明さにより、当面の電力の安定供給を行うために石炭1号機の稼働を平成36年度まで継続し、その代替えとして原油1号機の出力減少を行う必要があることが確認できた。
- ・よって、今回の原油1号機の出力減少は、当初のリプレース計画である石炭1号機の平成30年度廃止を代替するものであり、先のLNG1号機のリプレース計画と一連のものと考え、原油1号機の廃止は、上記費用負担ガイドライン公表前の案件と整理し、リプレース判断（業務規程第90条）の適用外とする。

② 富山新港石炭1号機

- ・石炭1号機の廃止計画は、費用負担ガイドライン公表前の平成23年3月に供給計画の届出がなされていたものであるが、先のリプレース計画の廃止号機が石炭1号から原油1号へ差し替わったと考えられる。そのため、平成36年度に計画される石炭1号機の廃止は、先のリプレース計画から切り離され、今回、新たに提出された廃止計画と考え、リプレースの該当性判断を実施した。
- ・その結果、現時点において、リプレース対象事業者から、送配電等業務指針第125条の規定に基づく報告（リプレースに該当する可能性がある場合の報告）がないこと、また、当該事業者に建替えを行う予定があるかどうかを確認した結果、その予定はない旨の回答を得たため、リプレースに該当しないと判断する。

2. 案件2

(1) リプレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者：中部電力株式会社

供給計画届出日：平成30年3月30日

廃止する発電設備

- ・四日市発電所3号機：22万キロワット
- ・尾鷲三田発電所1号機：37万5千キロワット
- ・尾鷲三田発電所3号機：50万キロワット

廃止する発電設備の最大受電電力

- ・四日市発電所3号機：20万7千キロワット
- ・尾鷲三田発電所1号機：36万4千キロワット
- ・尾鷲三田発電所3号機：48万5千キロワット

廃止時期：平成30年度

(2) 判断結果

当案件は業務規程第90条第1項第2号に該当しないため、リプレースに該当しないと判断する。

(3) 判断の根拠

- ・現時点において、リプレース対象事業者から、送配電等業務指針第125条の規定に基づく報告（リプレースに該当する可能性がある場合の報告）がないこと、また、当該事業者に建替えを行う予定があるかどうかを確認した結果、その予定はない旨の回答を得たため、リプレースに該当しないと判断する。

3. 案件3

(1) リプレース対象廃止計画

供給計画を提出した発電事業者：関西電力株式会社

供給計画届出日：平成30年3月30日

廃止する発電設備

・大飯発電所1号機：117万5千キロワット

・大飯発電所2号機：117万5千キロワット

廃止する発電設備の最大受電電力（定熱一定運転考慮）：

・大飯発電所1号機：120万キロワット

・大飯発電所2号機：119万9千キロワット

廃止時期：平成30年3月1日

(2) 判断結果

当案件は業務規程第90条第1項第2号に該当しないため、リプレースに該当しないと判断する。

(3) 判断の根拠

- ・現時点において、リプレース対象事業者から、送配電等業務指針第125条の規定に基づく報告（リプレースに該当する可能性がある場合の報告）がないこと、また、当該事業者に建替えを行う予定があるかどうかを確認した結果、その予定はない旨の回答を得たため、リプレースに該当しないと判断する。

以 上

【添付資料】

別紙：供給計画の抜粋（発電設備等の廃止計画記載部分）

（北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社）